# 内臓の機能障害

(3) 呼吸器機能障害

### (3) 呼吸器機能障害

身障者福祉法	身障	者福祉法施行規則別表		身体障害認定基準 (個別事項)	身体障害認定要領		
(別表)	級数	区 分	総括的解説 各項解説		障害程度の認定について		
五	1級3級4級	により家庭内での日常 生活活動が著しく制限 されるもの		3 呼吸器機能障害 呼吸器の機能障害の程度についての判定は、予測肺活量1秒率(以下「指数」という。)、動脈血ガス及び医師の臨床所見によるものとする。指数とは1秒量(最大吸気位から最大努力下呼出の最初の1秒間の呼気量)の予測肺活量(性別、年齢、身長の組合せで正常ならば当然あると予測される肺活量の値)に対する百分率である。  (1) 等級表1級に該当する障害は、呼吸困難が強いため歩行がほとんどできないもの、呼吸障害のため指数の測定ができないもの、呼吸障害のため指数の測定ができないもの、「中吸管害のため指数の測定ができないもの、「中吸管害のため指数の測定ができないもの、「非数が20を超え30以下のもの者しくは動脈血0。分圧が50Torrを超え60でよれに準ずるものをいう。  (3) 等級表4級に該当する障害は、指数が30を超え40以下のもの若しくは動脈血0。分圧が60Torrを超え70でよりである者しくは動脈血0。分圧が60Torrを超え70でよりである方とは動脈血0。分圧が60Torrを超え70でよりである方とは動脈血0。分圧が60Torrを超え70でない。	(1) 呼吸器の機能障害の程度についての認定はよるものとする。 (2) 呼吸器機能障害の検査指標を指数方気によるは障害の機能障害の検査指標を指数方気機である。 (2) 呼吸器機能障害の検査を指標のは一次検索を指標のは一次を対して一般ででは、5人間では、5人間では、5人には、5人には、5人には、5人には、5人には、5人には、5人には、5人に		

身障者福祉法	身障者福祉法施行規則別表				身体障害認定基準 (個別事項)	身体障害認定要領		
(別表)	級数 区 分		総括的解説	各項解説	障害程度の認定について			
(別表)	級数	区	分	総括的解説	各項解説	障害程度の認定について 活動能力の程度(修正MRCグレード分類)障害等級 (1)非該当 (2)・(3)4 級 (4)3 級 (5)1 級 (5) 「呼吸困難が強いため、指数の測定が不能」ということで1級に該当することもあるが、この場合には、経過、現症、総合所見等から指数の測定が不能であることを十分確認することが必要である。		

[呼吸器機能障害]  1. 一般的に認定基準に関する検査数値と活動能力の程度に差がある場合は、検査数値を変しための予測肺活量 1 数率と、ガス交換機能障害を測るための動を優先して判定されることとなっている脈血の分圧との間には、相当程度の相関関係があるのが一般的である。しかしながら量 1 秒率と動脈血の分圧やのレベルに不均衡 係があるのが一般的である。しかしながら量 1 秒率と動脈血の分圧や同性に関して おきな数値的な食い違いが生じる場合がある場合は、どのように取り扱うのか。また、診断書のCO₂分圧や同性に関して やすいことにも配慮し、努力呼出曲線など やすいことにも配慮し、努力呼出曲線など ないが、具体的にどのように活用するのか。 にや可能の数値も参考としなが多にしながら、医学的、総合的に判断することが適当である。 なお、等級判定上、活動能力の程度が重要であることは言うまでもないが、医学的、総合的に判断することが適当である。 なお、等級判定上、活動能力の程度が重要であることは言うまでもないが、整定の 客観性の確保のためには、各種の検査数値 についても同様の重要性があることを理解 されたい。  2. 原発性肺高血圧症により在宅酸素療法を 調力と対象を関する と、 で、 の と、 の と の と の と の と の と の と の と の と の	質    疑	口	答		質	疑	口	答	
要する場合、常時の人工呼吸器の使用の有 無にかかわらず、活動能力の程度等により 呼吸器機能障害として認定してよいか。 3.肝硬変を原疾患とする肺シャントにより、 動脈血0.分圧等の検査数値の診断書記入 ことは適当ではない。 3.肝硬変を原疾患とする肺シャントにより、 動脈血0.分圧等の検査数値の診断書記入 に際して、酸素療法を実施している者の場 常の室内空気吸入時のものである。 したがって診断書に記入するのは、 状況下での数値であるが、等級判定上 者に対しては、肺機能障害として認定する。 4. 重度の理肺症等により、心臓にも機能障害 害 (肺性心)を呈している場合、呼吸器機 能障害として認定できるか。 4. 重度の理肺症等により、心臓にも機能障害として認定することが適当である。 4. 重度の理肺症等により、心臓にも機能障害として認定するよとが適当である。 4. 重度の理肺症等により、心臓にも機能障害として認定することが適当である。 4. 重度の理肺症等により、心臓にも機能障害として必要機能障害として認定することが適当である。 4. 重度の理肺症等により、心臓にも機能障害とで、心臓に二次的障害が生じる場合では、がのがあることで、心臓に二次的障害が生じるものであり、心臓機能にも呼吸器機能にも呼吸器機能にも呼吸器機能に対しるとで、心臓に二次的障害が生じることが適当である。 1. 下での数値であるが、等級判定上と考えられる場合は、さらに酸素吸入るいは運動直後の値などを参考値としていて、手帳の申請があった場合はどのように取り扱うべきか。 うに取り扱うべきか。 うに取り扱うべきか。 うに取り扱うべきか。 るよのであり、心臓機能にも呼吸器機能に できとして過度を要として記することは不可にした。 ものであり、心臓機能に等」と「呼吸器機能に できとして記することは適当と考えられる。 2. 上が砂を望とする者について、手帳の申請があった場合はどのように取り扱う。 なものであり、心臓機能に等」と「呼吸器機能に できとしるのにとした日常生活の制度の原因を「心臓機能能等」と「呼吸器機能に を評価し、指数を見て記することは不可にし、指数を必要とする者について、手帳の申請があった場合はどの表もして取り扱う。 なお、抗免疫療法を要しなくなった。 なお、抗免疫療法を要しなくなった。 なお、抗免疫療法を要しなくなった。 など、心臓に改善された場合であっても1 して取り扱う。 なお、抗免疫療法を要しなくなった。 など、も、も、は、性に、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	[呼吸器機能障害]  1. 一般的に認定基準に関する検査数値と数値を動能力の程度に差があることを、この検査数値をしたなって、から、これのでは、このでは、ないが、というでは、ないが、というでは、ないが、というでは、ないが、というでは、ないが、というできまして、というできまれる。。また、では、ないが、具体的にどのように活用するのか。。また、では、ないが、具体的にどのように活用するのが、というできまれる。。また、では、ないが、具体的にどのように活用するのか。  2. 原発性肺高血圧症により在宅酸素原用によいが、具体的にどのように活用するのか。を、で、ので、というで、は、いが、というで、というで、というで、というで、というで、というで、というで、というで	を換問般に的な場の應用参こ上うめ重症工、宅度い 肺、永では器る 障心臓 め機て算機に的な場の應用参こ上うめ重症工、宅度い 肺、水では器る 障心臓 め機で	1 動関ら合1じど分、 重の値解 のとて実る 血で的をあす 担じに 制機度不よ 1 動関ら合1じど分、 重の値解 のとて実る 血で的をあす 担じに 制機度不よ 1 動関ら合1じど分、 重の値解 のとて実る 血で的をあす 担じに 制機度不よ	ア. はらか。中様に 原発素状 型にと場 イ. 症候気の 動際は、 動際は、 動い、 動い、 動い、 動い、 動い、 動い、 動い、 動い	能胞症の 眠りるは 分酸寺 、帳障低がも 時睡めの 無睡めの 等療の 免申に気こは 呼眠、よ の法測 疫請がが	いて、 候群によって、があって、 変形によって、 変形には ででででである。 をは、 をは、 では、 でののででである。 をは、 では、 でののででである。 では、 では、 でのででである。 では、 でのでいるできなができる。 でのでいるできなができる。 でのでいるできなができる。 では、 でのでいるできなができる。 では、 ででできる。 ででできる。 でででできる。 ででできる。 でででででででででででででででででででででででででででででででででででで	はるをどあ 枢ど呼のか場ず適基大に、 示吸診値場後適 抗にさ。疫準のよの能に参数のが れ横害しす定とる方、あなで 定室た下えはる 移、幅取おてう障害害いとな度当 の膜よ機。れ言と認日、合る 準空っのれ動と 後移改扱抗定の害・いとなりです。 の膜よ機。れ言と認日、合る 準空っのれ動と 後移改扱抗定の害・いとなどが 中なる能しるえは定の特は。 に気て数る直は 、植善う免基を がある。 性の吸停し合、当準半人1 さ入断で合の当 免よれ 療に	「・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	と又い及に生級 害器は酸が続害 肺に時す 安るの判素値 と活て な考は、び、活判 はそな素夜的と 機はのる 静 は定吸と す動も っえ「他「症活定 、のい血間なし 能認使こ 時 、上入し るの1 たら呼方そ状動す 呼もが症の低て の定用と 、 こ必時て 期制級 後れ吸ののやのる 吸の、がみ肺認 状可がが 通 の要あ追 間限と 、れ吸ののやのる

#### 診断書・意見書

#### 1 診断書の作成について

身体障害者診断書においては、疾患等により永続的に呼吸器機能の著しい低下のある状態について、その障害程度を認定するために必要な事項を記載する。併せて障害程度の認定に関する意見を付す。

#### (1) 「総括表」について

ア 「障害名」について

「呼吸器機能障害」と記載する。

イ 「原因となった疾病・外傷名」について

原因疾患の明らかなものは、「肺結核」「肺気腫」等できる限り正確に記載する。原因疾患の複数にわたるものは個別に列記し、また、肺機能、呼吸筋機能等の区別が明確になるよう記載する。

ウ 「参考となる経過・現症」について

傷病の発生から現状に至る経過及び現症について、障害認定のうえで参考となる事項を摘記する。

別様式診断書「呼吸器の機能障害の状況及び所見」の所見欄に記載された内容は適宜省略してよいが、現状の固定、永続性の認定の参考となる治療内容等についても具体的に記載すること。

エ 「総合所見」について

経過及び現症から障害認定に必要な事項、特に換気の機能、動脈血ガス値、活動能力の程度を明記し、併せて、障害程度の変化が予測される場合は、将来再認定の時期等を記載する。

#### (2) 「呼吸器の機能障害の状況及び所見」について

ア 「1 身体計測」について

身体計測(身長、体重)は、正確に記載すること。

イ 「2 活動能力の程度」について

活動能力は、呼吸困難の程度を5段階に分けて、どの段階に該当するかを見ようとするものであるから、最も適当と考えられるものを1つだけ選んで〇印を付けること。

ウ 「3 胸部エックス線写真所見」について

胸部エックス線所見略図は、丁寧に明確に画き、それぞれの所見の項目について、該当する ものに〇印を付けること。

エ 「4 換気の機能」と「5 動脈血ガス」について

呼吸器機能障害の場合、予測肺活量1秒率(以下「指数」という。)と動脈血ガスO2分圧が障害程度の認定の基本となるので重要である。ただし、両者を全例に必ず実施する必要はなく、実状に応じいずれか一方法をまず実施し、その結果が妥当でないと思われる場合(例えば自覚症状に比し)に他方の検査を実施する。

#### オ 指数の算出

指数の算出は、2001年に日本呼吸器学会から「日本のスパイログラムと動脈血ガス分圧基準値」として発表された肺活量予測式による予測肺活量を用いて算出すること。

なお、呼吸困難が強いため肺活量の測定ができない場合、その旨を記載し、かつ呼吸困難の 理由が明らかになるような説明を現症欄等に記載すること。

## 身体障害者診断書・意見書

総括表			(		障害用)
氏 名	年	月	日生	男	女
住 所					
①障害名 (部位を明記)					
②原因となった 疾病・外傷名				つ他の事故、戦 先天性、その	
③疾病·外傷発生年月日 年	月日・	場所			
④参考となる経過・現症 (エックス線写真及で	が検査所見を	含む。)			
	障害固定又に	は障害確定	定(推定)	年	月 日
		(	[将来再詞  再認定のE		不要 ] : 月)
⑥その他参考となる合併症状 上記のとおり診断する。併せて次の意見を付	<del>ी</del> .				
年 月 日	7 0				
病院又は診療所の名称 所 在 地 診療担当科名	科	医師氏/	名		印
身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号) 記入) 障害の程度は、身体障害者福祉法別表に ・該当する ・該当しない	こ掲げる障害 級相当	に á)			
注意 1 障害名には現在起こっている障害機能障害等を記入し、原因となった原因となった疾患名を記入してくた2 歯科矯正治療等の適応の判断を要(別紙)を添付してください。 3 障害区分や等級決定のため、北海	た疾病には緑 ごさい。 要する症例に	内障、先ついては	天性難聴、	脳卒中、僧帽	帽弁膜狭窄等 書・意見書
てお問い合わせする場合があります		д нх Д //			- PE/21 (- 2 1

(該当するものを○印で囲むこと。)

0)

]

1 身体計測

身長 体重 kg cm

- 2 活動能力の程度
  - (1) 激しい運動をした時だけ息切れがある。
  - (2) 平坦な道を早足で歩く、あるいは緩やかな上り坂を歩く時に息切れがある。
  - (3) 息切れがあるので、同年代の人より平坦な道を歩くのが遅い、あるいは平坦な道を自分のペ ースで歩いている時、息切れのために立ち止まることがある。
  - (4) 平坦な道を約100m、あるいは数分歩くと息切れのために立ち止まる。
  - (5) 息切れがひどく家から出られない、あるいは衣服の着替えをする時にも息切れがある。
- 3 胸部エックス線写真所見(年 月 日)
  - (無・軽度・中等度・高度) (1) 胸膜癒着
  - (無・軽度・中等度・高度) (2) 気腫化
  - (3) 線維化 (無・軽度・中等度・高度)
  - (無・軽度・中等度・高度) (4) 不透明肺
  - (5) 胸郭変形 (無・軽度・中等度・高度)
  - (6) 心・縦隔の変形 (無・軽度・中等度・高度)



- (実測肺活量 (1)予測肺活量
- (2)1 秒量 (実測努力肺活量
- $\% (=\frac{(2)}{(1)} \times 100)$ (3) 予測肺活量1秒率
- 注1 (1)の予測肺活量については、次の予測式を使用して算出すること。ただし、予測式の適応年 齢は、男性18歳から91歳まで、女性18歳から95歳までであるので、適応年齢範囲外の症例には使 用しないこと。

肺活量予測式(0)

男性 0.045×身長(cm)-0.023×年齢(歳)-2.258 女性 0.032×身長(cm)-0.018×年齢(歳)-1.178

- 5 動脈血ガス(年月 日)
  - (1) 02分圧 Torr (2) CO<sub>2</sub>分圧 Torr
  - (8)
  - (4) 採血から分析までに時間を要した場合
    - 時間 分
  - (5) 耳朶血を用いた場合:[
- 注2 動脈血の採血及び分析は、安静恒常状態において次に掲げる条件下で行うこと。
  - (1) 採血時の体位は背臥位であること。
  - (2) 採血時の吸入ガスは室内気呼吸中のものであること。なお、 $O_2$ 分圧については、本人の状 況により酸素吸入中の数値しか得られない場合、吸入気の酸素濃度及び酸素投与の方法を記入 すること。この場合、障害区分や等級決定に当たり、改めて問合せをする場合があります。
  - (3) 採血後、分析を5分~10分以内に速やかに行うこと。
- 6 その他の臨床所見・検査所見